

障害者の移動に関する事業の見直しについて

屋外での移動が困難な障害者の社会参加をさらに促進するため、移動に関する事業について、総合的な見直しを実施いたしました。

関係団体・事業者等から聴取した意見や、令和2年7月に実施した意見交換会等で出された意見等を踏まえ、下記の通り、令和3年4月以降、障害者の移動に関する事業の充実に向けた取組を実施することといたします。

1 対象事業

障害者の移動に関する事業(移動支援事業・福祉タクシー事業・自動車燃料費助成事業・リフト付タクシー事業)

2 見直しの基本的な考え方

(1) 移動支援事業

①余暇活動の充実

障害者が利用できるサービスの拡充や障害者の社会参加ニーズの拡がりを受け、多様化した余暇活動のニーズに対し、障害者の生活実態に、より即した支援が行えるよう、支援内容や上限時間の管理方法を見直す。

②社会参加の機会の拡充

共働きの増加など介護を取り巻く環境の変化を踏まえ、障害児の教育機会を保障するため、通学の際の付き添いを支援の対象に位置づける。また、身体障害者、精神障害者については、移動の困難さに対する一律の判断基準を緩和し、利用希望者の状況について、個々のケース毎に有識者の意見を聴取し審査した上で、支給内容等を決定する。

③事業者への支援

人材不足に悩む事業者への支援を充実し、多様なサービスを提供しやすい環境を整えるため、委託単価区分を利用者の状態像に応じた設定に変更(単価区分の細分化)し委託料を改定するとともに、複数ヘルパーによる支援を認め、支援方法の多様化を図る。

(2) 福祉タクシー事業、リフト付タクシー事業、燃料費助成事業

精神障害者の地域生活を支援するため、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を事業の対象者に加える(令和4年度～)。また、その他の各種福祉手当制度との均衡を図る観点から、一定の所得制限を導入する。なお、所得制限の導入にあたっては周知期間を設けるとともに、激変緩和措置を講じる。

3 見直しの内容

別紙のとおり

4 今後のスケジュール(予定)

令和3年 2月 個人情報保護審議会(福祉タクシー事業等3事業)

3月 障害者関係団体や事業者等への説明、個別通知等による利用者への周知

4月 見直しの実施(一部については令和4年4月実施)

1 移動支援事業

項目	現行	見直し後
余暇活動の充実	<p><支援内容> 余暇活動等（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動を目的とした外出）の際にガイドヘルパーを派遣する。</p> <p>○利用できるのは、原則として自宅を始点・終点とする支援。</p> <p>○水泳活動でプール内の支援が必要な場合やランニング活動など、スポーツ活動の利用は対象外。</p> <p><支給時間> ○余暇活動等での利用については、月単位での支給時間としている。（18歳以上 50時間/月、中学生以上 30時間/月、小学校4年生以上 15時間/月）</p>	<p><支援内容> ○通所施設等からの帰宅途中の利用などを含め、自宅を始点・終点としない利用を可能とする。</p> <p>○プール内やランニング実施等での見守りについては、実施事業者が安全確保等の対策を講じることを条件としたうえで事業の対象とする。</p> <p><支給時間> ○長期休暇等は利用時間が増えるなど、月により利用時間が異なるため、上限時間の管理方法を見直し、希望者には月単位のほか、年単位での申請も可とする。（18歳以上 600時間/年、中学生以上 360時間/年、小学校4年生以上 180時間/年）</p>
社会参加の機会の拡充	<p>○通学や通所などの通年かつ長期にわたる利用については、原則対象外として、次の場合に特例的な対応として、余暇活動等の支給時間とは別枠で支給している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学については、保護者等の付き添いが困難な場合などに限り、原則1回30分以内の支給 ・通所については、3箇月以内の訓練目的の支援が必要な場合に限定し、原則1回30分以内の支給 <p>○移動が困難であるかどうかの判断は、身体障害者では全身性障害を有する方、また、精神障害者はてんかん発作が頻発する方とするなど、障害の程度や一定の症状の有無などを判断基準としている。</p>	<p>○通学については、教育の保障のため、保護者等の付き添いが困難な場合や、医療的ケア児で複数の介助者が必要な場合などの一定の条件を付した上で、事業の対象に位置付ける。また、原則1回30分以内の支給内容を見直し、個々の状況に応じた時間の利用を可とする。</p> <p>○通所については、現行どおり3箇月以内の訓練目的の利用は継続するが、原則1回30分以内の支給内容を見直し、個々の状況に応じた時間の利用を可とする。</p> <p>○身体障害者、精神障害者については、全身性障害などの一律の判断基準を緩和し、利用希望者の状況について、個々のケース毎に有識者の意見を聴取し審査した上で、支給内容等を決定する。</p>
事業者への支援	<p>○平成19年度以降、ガイドヘルパー委託料の単価金額、単価区分(重度・軽度)を変えていない。</p> <p>○ガイドヘルパー1人に対し利用者1人の原則マンツーマンで支援としている。</p>	<p>○単価区分を見直し、現在の重度区分を「身体介護あり」と「身体介護なし」の2区分に分け、全体で3区分とする。</p> <p>○単価金額を引き上げる。</p> <p>○学校から学童クラブ、通所先から余暇活動の場所など、複数の障害者への同時支援が効果的に行える場合に、グループ支援を可とする。</p>

2 福祉タクシー事業、リフト付タクシー事業、燃料費助成事業

<福祉タクシー事業>

歩行困難な心身障害者(身体障害者手帳・愛の手帳所持者、以下同じ)に対し、区と協定したタクシーの利用ができる福祉タクシー利用券を、申請により1か月5,300円分(年63,600円分)を交付する。(燃料費助成事業利用者は対象外)

<リフト付タクシー事業>

歩行困難な心身障害者が、区と協定した事業者が運行するリフト付タクシーを利用する場合、予約料・迎車料及びストレッチャー利用料に使用できるリフト付タクシー補助券を1か月8枚交付する。

<燃料費助成事業>

心身障害者のために使用する自動車の燃料費について、月62リットルを限度に1リットルにつき50円(軽油は30円)を助成とする。(福祉タクシー事業利用者は対象外)

項目	現行	見直し後
所得制限の導入	○手帳等級以外の支給制限がない。(手当など他の金銭的給付では所得制限がある)	○心身障害者福祉手当と同基準(扶養なしの場合、年間所得360万4千円)の所得制限を導入する。 ○導入時期は令和3年度からとするが、令和2年度までの既受給者については令和4年度分から適用することとする。 ○令和4年度に限った激変緩和の措置として、令和2年度までの既受給者に現行の1/2の助成を行う。
対象者の拡大	○指定の等級の身体障害者手帳、愛の手帳所持者を対象とし、精神障害者については対象外としている。	○令和4年度から、精神障害者(手帳1級所持者)を対象に加える。
利便性の向上	○毎年度、交付申請書の提出を受けて支給している。 ○福祉タクシー券の券種は、500円券・100円券の2種類。	○受給要件に該当する者は自動更新とする。ただし、燃料費助成を除く。 ○初乗料金(障害者割引で380円)に対応するため、券種(300円券)を追加する。